

令和6年10月吉日

各位

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

担当：野々山、久田

TEL:052-972-4222



## 「盛土規制法運用開始に関する説明会」の開催について



平素は、市行政に多大なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴う土石流が発生し、甚大な被害が発生したこと等を契機に、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、令和5年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が施行されました。

これに伴い、本市では、規制区域を市内全域に拡大し、令和7年5月19日より運用開始を予定しております。規制区域内にて一定規模以上の盛土等を行う場合、あらかじめ名古屋市長の許可が必要となります（許可が必要となる盛土等の規模については、資料末尾の【参考】をご確認ください）。

つきましては、盛土規制法運用開始に関する説明会を下記のとおり実施いたしますので、関係各位のご出席をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 説明会について

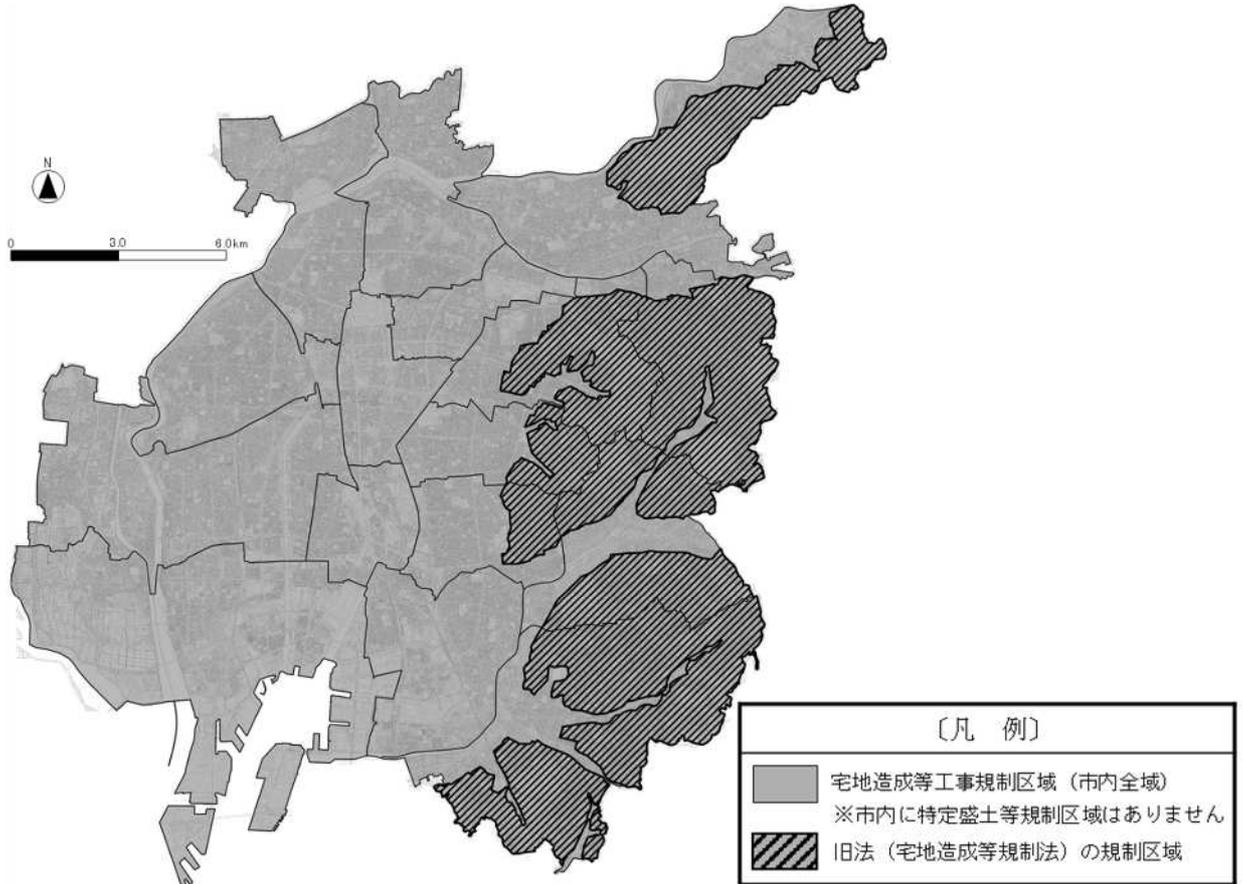
- (1)開催日時 第1回：令和6年12月17日(火) 10時00分から11時30分  
第2回：令和6年12月20日(金) 10時00分から11時30分  
第3回：令和6年12月23日(月) 10時00分から11時30分
- (2)開催場所 名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室
- (3)内容 ◇背景、改正の概要等  
◇新たな規制区域について  
◇法改正による変更点  
※各回同じ内容となります
- (4)定員 各回40名(先着予約制)
- (5)予約受付 令和6年12月2日(月)9時から令和6年12月13日(金)17時  
※定員になり次第、受付を締め切らせていただきます
- (6)予約方法 専用受付サイトより予約  
※なお、専用受付サイトは予約受付開始時に公開  
します。右記の市公式ホームページにリンク先  
を掲載します。



## 2. 規制区域について

- ・ 令和7年5月19日に市内全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定する予定としております。
- ・ なお、盛土規制法に基づく新たな規制区域の指定までの間は、引き続き改正前の宅地造成等規制法(旧法)が適用されます。

### 【盛土規制法に基づく規制区域(案)】



### 【参考】許可が必要となる盛土等の規模

#### 《土地の形質の変更（盛土・切土）》

① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの



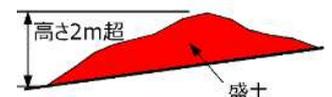
② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの



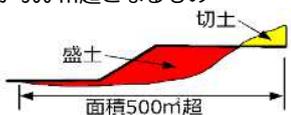
③ 盛土と切土を同時に行い高さが2m超の崖を生ずるもの



④ ①又は③に該当しない盛土で高さ2m超となるもの

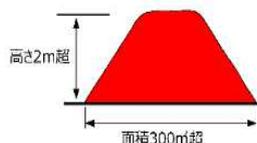


⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの



#### 《一時的な土石の堆積》

①最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの



②最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの

